

上郡地区
Kamigori
桜ヶ丘 仲町 栄町
上町 寺町 東町
本町 段町 旭町
市町

鞍居地区
Kurai
緑ヶ丘 梅谷
尾鹿谷 金出地下
土井 戸谷
土井の内 本金出地
小山 国光
野鼻 大杉野
中村 富満
広根 鍋島
神田 光都

上郡町 令和6年度 令和6年4月 ~ 令和7年3月
ごみ収集カレンダー

ごみの減量化にご協力を!!
1世帯につき、1カ月あたり1袋を目安にごみの減量をお願いします。

○ごみは、**収集日の朝8時30分**までに出してください。 ※ごみの分別方法などは「**ごみと資源のわけ方・出し方**」をご確認ください。
○燃えるごみ及び燃やさないごみ・埋立ごみは、必ず**上郡町の「有料指定袋」**で、粗大ごみは「**有料指定シール**」を貼って出してください。
○電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは**特殊ごみ**で出してください。 ○PTA等の実施する資源ごみ回収にも、ご協力をお願いします。

令和6年 4月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1 可燃	2 缶	3 プラ	4 可燃	5 不燃	6
7	8 可燃	9 ピン	10 新聞・雑誌	11 可燃	12 13	
14	15 可燃	16 粗大(小)	17 プラ	18 可燃	19 20	
21	22 可燃	23 ペット	24	25 可燃	26 埋立	27
28	29	30 可燃				

※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

7月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1 可燃	2 缶	3	4 可燃	5 ベット	6
7	8 可燃	9 ピン	10 プラ	11 可燃	12 13	
14	15 可燃	16 可燃	17 不燃	18 可燃	19 段ボール・紙バック・布類	20
21	22 可燃	23 粗大(小)	24 プラ	25 可燃	26 27	
28	29 可燃	30 ペット	31			

※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

10月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 缶	2	3 可燃	4 不燃	5
6	7 可燃	8 ピン	9 新聞・雑誌	10 可燃	11 12	
13	14 可燃	15 可燃	16 プラ	17 可燃	18 埋立	19
20	21 可燃	22 粗大(小)	23 ペット	24 可燃	25 26	
27	28 可燃	29 缶	30	31 可燃		

※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6 可燃	7	8 プラ	9 可燃	10 缶	11
12	13 可燃	14 可燃	15 ピン	16 可燃	17 不燃	18
19	20 可燃	21 粗大(小)	22 プラ	23 可燃	24 25	
26	27 可燃	28 ペット	29	30 可燃	31 缶	

※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

5月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1 缶	2 可燃	3 4	
5	6 可燃	7 可燃	8 プラ	9 可燃	10 不燃	11
12	13 可燃	14 ピン	15 段ボール・紙バック・布類	16 可燃	17 18	
19	20 可燃	21 粗大(小)	22	23 可燃	24 25	
26	27 可燃	28 ペット	29 プラ	30 可燃	31 缶	

※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

8月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1 可燃	2 缶	3
4	5 可燃	6 ピン	7 新聞・雑誌	8 可燃	9 10	
11	12 可燃	13 可燃	14 不燃	15 可燃	16 プラ	17
18	19 可燃	20 粗大(小)	21 ペット	22 可燃	23 24	
25	26 可燃	27 缶	28 プラ	29 可燃	30 埋立	31

※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

11月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1 プラ	2
3	4 可燃	5 可燃	6 不燃	7 可燃	8 段ボール・紙バック・布類	9
10	11 可燃	12 ピン	13 プラ	14 可燃	15 16	
17	18 可燃	19 粗大(小)	20 ペット	21 可燃	22 23	
24	25 可燃	26 缶	27	28 可燃	29 プラ	30

※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

2月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3 可燃	4 ピン	5	6 可燃	7 プラ	8
9	10 可燃	11 可燃	12 不燃	13 可燃	14 新聞・雑誌	15
16	17 可燃	18 粗大(小)	19 プラ	20 可燃	21 22	
23	24 可燃	25 缶	26 ペット	27 可燃	28 埋立	

※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)

6月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3 可燃	4 プラ	5	6 可燃	7 不燃	8
9	10 可燃	11 ピン	12 新聞・雑誌	13 可燃	14 15	
16	17 可燃	18 粗大(小)	19 プラ	20 可燃	21 22	
23	24 可燃	25 特殊電池・蛍光灯	26	27 可燃	28 埋立	29
30						

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

9月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2 可燃	3 ピン	4 段ボール・紙バック・布類	5 可燃	6 7	
8	9 可燃	10 不燃	11 ペット	12 可燃	13 プラ	14
15	16 可燃	17 可燃	18 粗大(小)	19 可燃	20 21	
22	23 可燃	24 可燃	25 プラ	26 可燃	27 28	
29	30 可燃					

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

12月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2 可燃	3 ピン	4 新聞・雑誌	5 可燃	6 7	
8	9 可燃	10 不燃	11 可燃	12 可燃	13 プラ	14
15	16 可燃	17 粗大(小)	18 ペット	19 可燃	20 21	
22	23 可燃	24 特殊電池・蛍光灯	25 プラ	26 可燃	27 埋立	28 可燃
29	30	31				

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

3月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3 可燃	4 缶	5 プラ	6 可燃	7 不燃	8
9	10 可燃	11 ピン	12 可燃	13 可燃	14 段ボール・紙バック・布類	15
16	17 可燃	18 粗大(小)	19 可燃	20 21	22	
23	24 可燃	25 プラ	26 ペット	27 可燃	28 特殊電池・蛍光灯	29
30	31 可燃					

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

家庭ごみの直接持込み

にしはりまクリーンセンター
(佐用町三ツ尾)
TEL: (0790) 79-8550

燃えるごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ
資源物のうちプラスチック・ペットボトル
缶・ビン・新聞・雑誌類・紙類・段ボール
紙バック・布類・特殊ごみ

※持込み可能期間 月曜日から土曜日の8時30分から16時30分
(日曜日、年末年始 12月31日から1月3日は除く)
※直接持込みの場合は事前予約が必要です。
※町有料指定袋、シールにて搬入した場合でも料金を徴収します。

上郡町最終処分場
(栗原) TEL: 55-1551

埋立ごみ(陶器、ガラス、タイル、土砂、瓦など)
※持込み可能期間 月曜日から金曜日の9時~12時、13時~16時30分
ダンブ(3トン迄)の搬入は、水・木・金に限る
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除く)

可燃	燃えるごみ
週2回程度	
不燃	燃やさないごみ
月1回程度	
プラ	容器・包装プラスチック
月2回程度	
ペット	ペットボトル
月1回程度	
ビン	ビン類
月1回程度	
缶	缶類
月1回程度	
紙類	紙類(紙容器・雑誌)
月1回程度	
粗大	粗大ごみ
月1回程度	
小電	使用済み小型家電
月1回程度	
埋立	埋立ごみ
2ヶ月1回程度	
新聞	新聞・雑誌
雑誌	雑誌
2ヶ月1回程度	
段ボール	段ボール/紙バック
紙バック	紙バック
2ヶ月1回程度	
布類	布類
2ヶ月1回程度	
特殊ごみ	特殊ごみ
3ヶ月1回程度	

違法な不要品回収業者に注意!!
許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や、不正輸出する事例が全国で発生しています。

不法投棄は犯罪です
STOP! 不法投棄
法律で罰則されます
空き缶やタバコの「ポイ捨て」も不法投棄です!

お問い合わせは
上郡町役場 住民課
電話 52-1115